（注）１．託送料金算定規則別表第１第１表（１）の減価償却費の項目の算定方法の欄ただし書の規定（特定ガス導管事業者にあっては、託送料金算定規則別表第５第１表（１）の減価償却費の項目の算定方法の欄ただし書の規定）により減価償却費を算定した事業者においては、財務会計の整理との差額及びその理由について記載すること。

２．（償却分区域外工事負担金収入）は、別表第１、１．（７）の規定により区域外工事負担金収入額について、当該区域外工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、分割して整理するものとした場合は、その旨を脚注として記載すること。

３．（償却分工事負担金収入）は、別表第１、１．（８）の規定により工事負担金収入額について、当該工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、分割して整理するものとした場合は、その旨を脚注として記載すること。

４．この表に示す項目に計上すべき金額がないことが明らかであるときは、当該項目の設定を省略することができる。

（託送収益明細表）

（単位：千m3、千円、円／m3）

	託送供給量	金額	単　　価
託送供給収益			
自社託送収益			
事業者間精算収益			
最終保障供給収益			
その他託送供給関連収益			
託送収益合計			
合成メタン等調達費相当金			